

令和4年度 口腔保健推進事業報告書



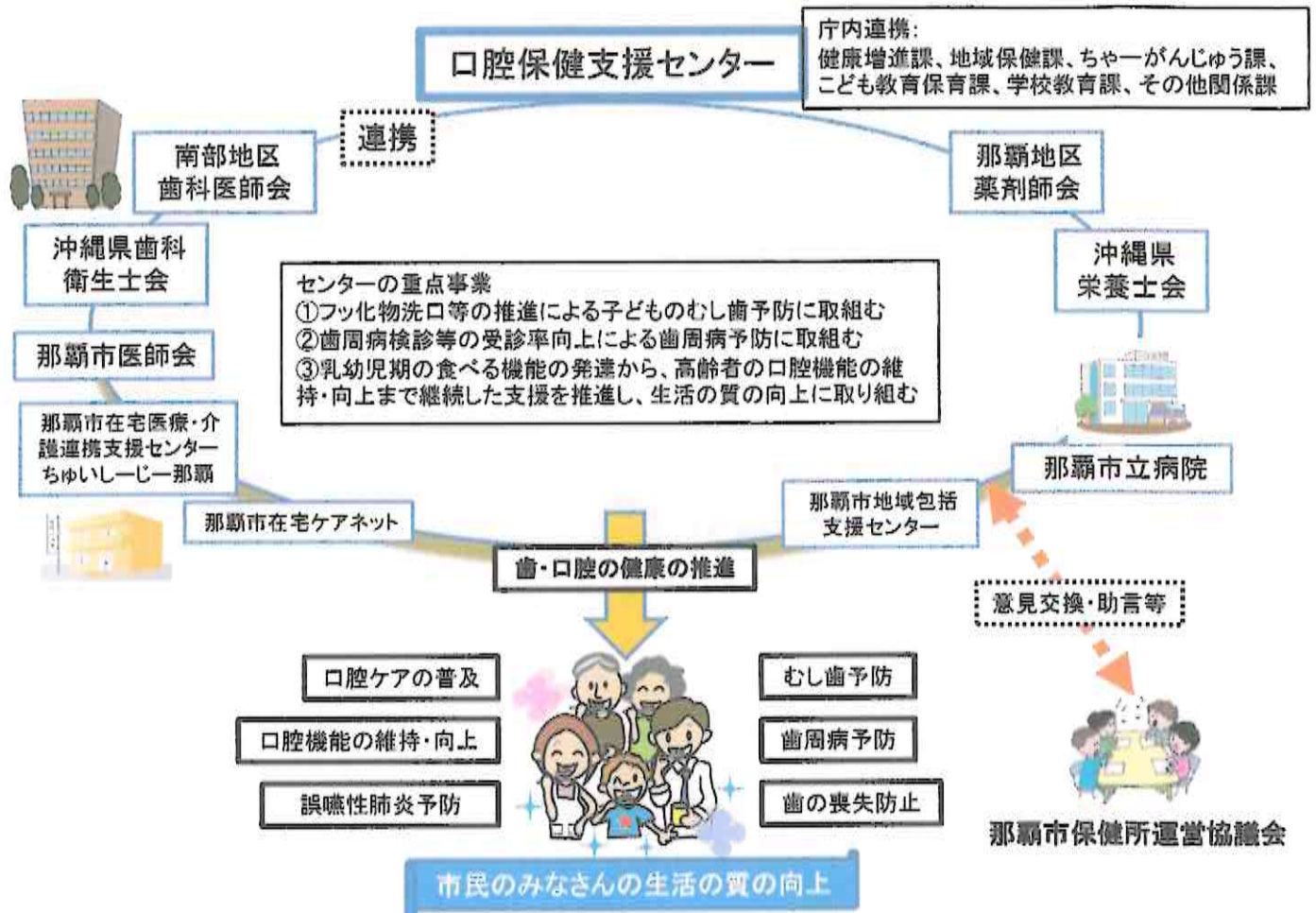
令和5年5月

那覇市保健所健康増進課 口腔保健支援センター

目次

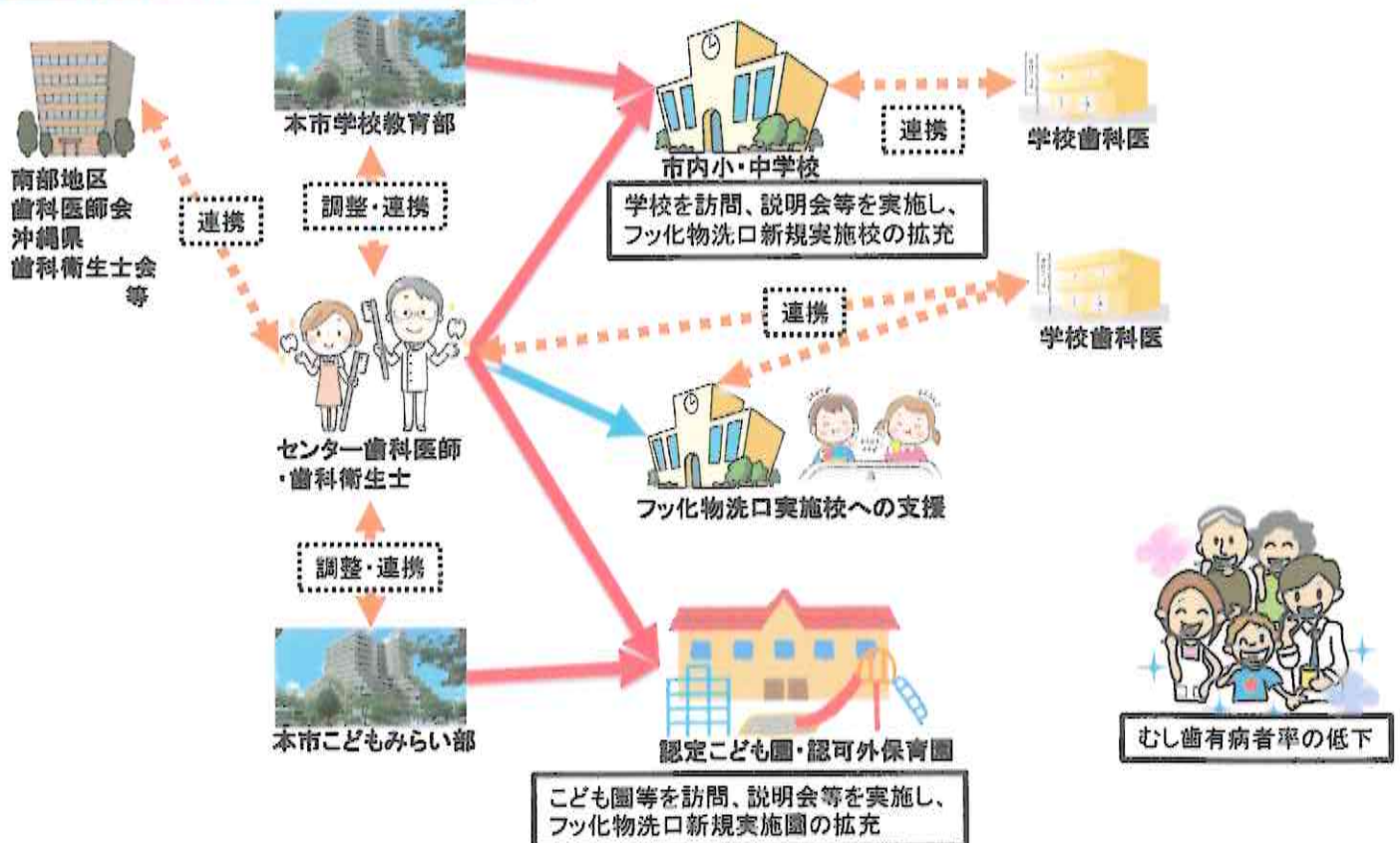
1 口腔保健推進事業のイメージ図	・・・ P1～2
2 口腔保健支援センター運営事業	・・・ P3～4
(1) 関係機関・団体との連携に関する取組	
(2) 周知啓発のための取組	
ア チラシの作成	
イ 公式LINEアカウントの作成	
(3) 歯科相談	
3 歯科疾患予防事業	・・・ P5
(1) むし歯予防に関する取組	
ア フッ化物の応用	
イ むし歯予防講演会	
ウ 出前講座	
(2) 歯周病予防に関する取組	
ア 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付	
4 食育推進等口腔機能維持向上事業	・・・ P5～6
(1) 小児に対する食べる機能の発達に関する取組	
ア かみかみ講演会	
イ 出前講座	
(2) 高齢者の口腔機能の維持向上に関する取組	
ア 出前講座	
イ 会議への参加	
5 「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績	・・・ P6～7
(1) 3歳児むし歯有病者率の減少	
(2) 小学生のむし歯有病者率の減少	
(3) 中学生のむし歯有病者率の減少	
(4) 12歳児一人平均むし歯数の減少	
6 那覇市保健所運営協議会	・・・ P7～11
(1) 次第	
(2) 議事概要	
7 参考	・・・ P12～19
(1) 令和4年度口腔保健推進事業実施要領	
(2) 口腔保健支援センター設置要綱	
(3) 歯科口腔保健の推進に関する法律	
(4) 那覇市保健所運営協議会規則、委員名簿	

口腔保健支援センター運営事業



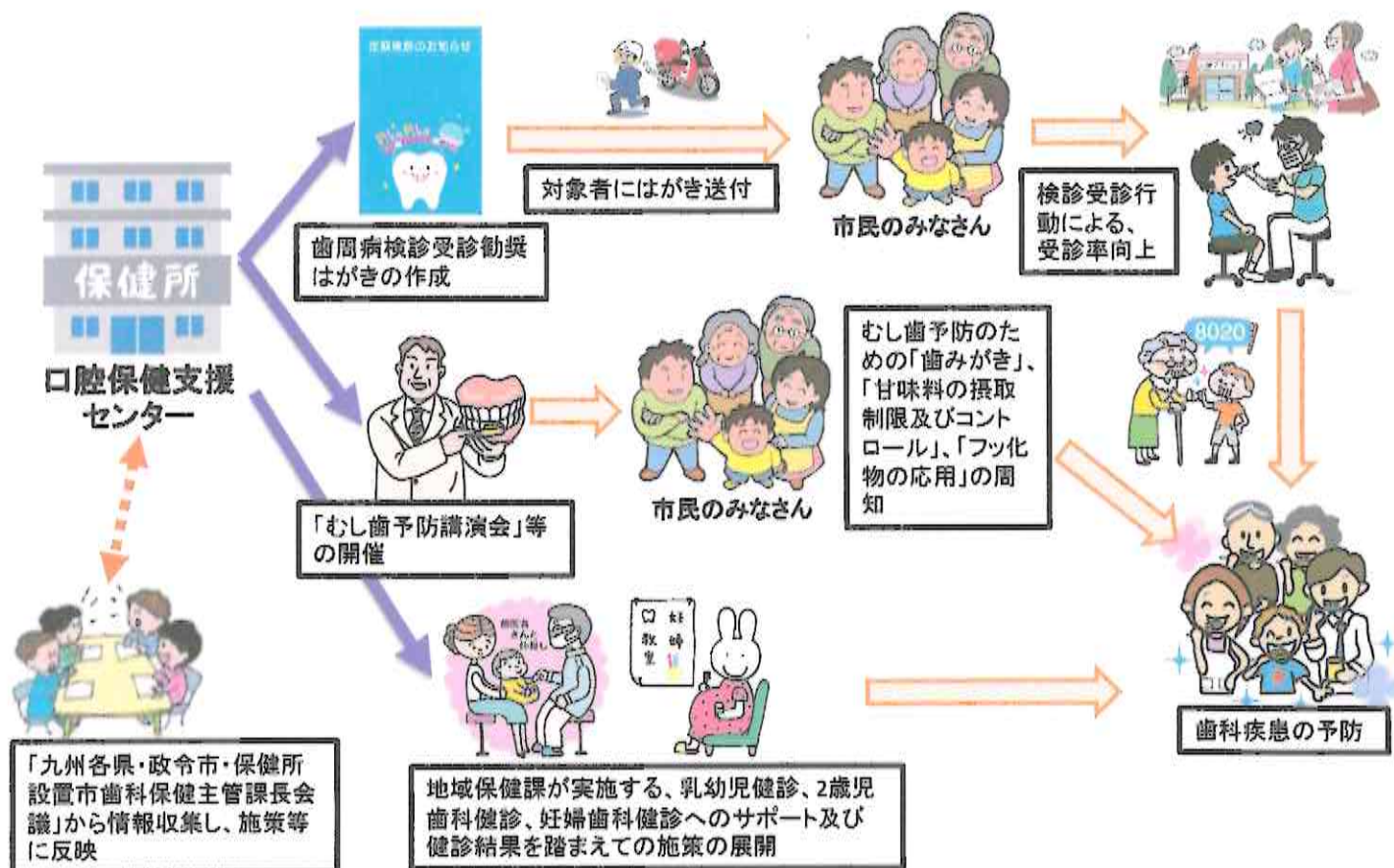
歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

歯科疾患予防事業(ア.フッ化物洗口)



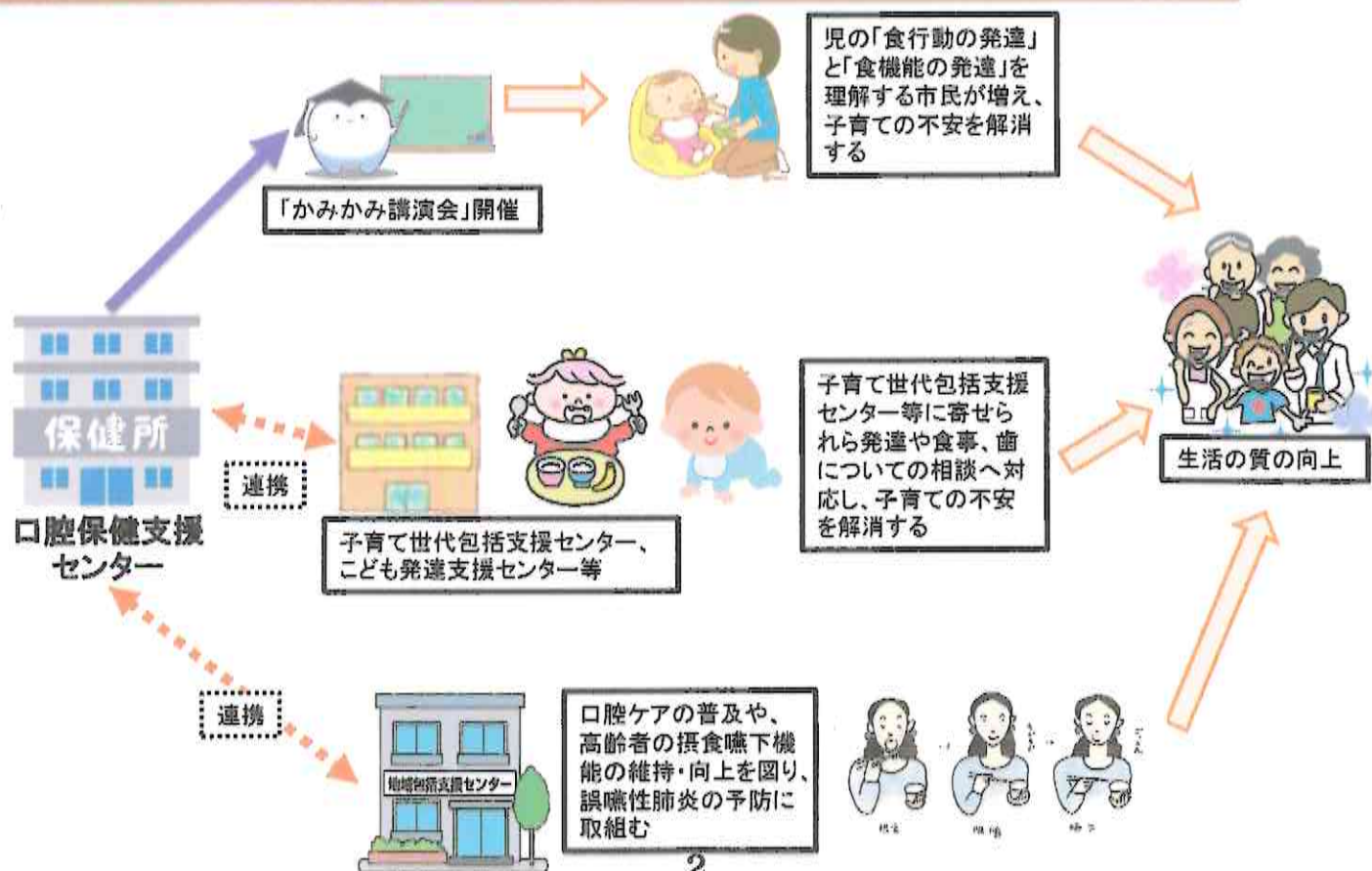
歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

歯科疾患予防事業（イ地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組）



歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

食育推進等口腔機能維持維持向上事業



1 那覇市口腔保健支援センター開所式（令和4年4月1日）



左から、
南部地区歯科医師会大西満会長（当時）、
城間幹子那覇市長（当時）、
仲宗根正那覇市保健所長、嘉手納一彦主幹

2 口腔保健支援センター運営事業

（1）関係機関・団体との連携に関する取組

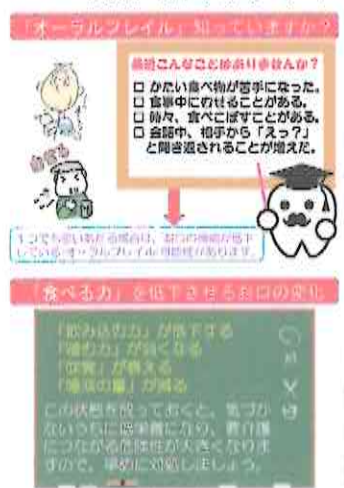
南部地区歯科医師会、那覇市医師会、沖縄県歯科衛生士会、那覇地区薬剤師会、
沖縄県栄養士会、那覇市社会福祉協議会、地域包括支援センター18か所、那覇市
在宅医療・介護連携支援センターちゅいしーじー那覇を訪問し、口腔保健支援セ
ンターの設置の報告と連携の強化について依頼した。

（2）周知啓発のための取組

ア チラシの作成 乳幼児向けチラシ



高齢者向けチラシ



「バ・タ・カ・ラ」発音訓練の効果



イ 口腔保健支援センター公式LINE アカウントの作成

令和4年6月に公式LINE アカウントを作成し、7月8日から歯・口腔の健康についての情報を配信している。お友だちは3月末時点で124人。

配信内容

配信日	7月8日	7月15日	7月22日	7月29日	
テーマ	アカウント開設通知	マスク生活による健康被害	唾液の働き	子どもの歯のケア	
配信日	8月5日	8月12日	8月19日	8月26日	
テーマ	大切な歯やお口を守る7か条！	よく噛むこと	なぜむし歯になるの？	むし歯は治癒しない!!～歯の構造を見てみよう～	
配信日	9月2日	9月9日	9月16日	9月23日	9月30日
テーマ	ガラガラ食べはむし歯の第一歩！	寝る前の歯みがきは必要？	むし歯を予防するには～おさらい～	歯のみがき方	口臭
配信日	10月7日	10月14日	10月21日	10月28日	
テーマ	乳歯のケガ	永久歯のケガ	スポーツやるなら歯医者さんへ	最高のパフォーマンスを生み出すには!?	
配信日	11月4日	11月11日	11月18日	11月25日	
テーマ	災害時の口腔ケア	災害時こそ大切！お口のケア	歯～がんじゅうで、ちゃーがんじゅう	オーラルフレイルの予防	
配信日	12月2日	12月9日	12月16日	12月23日	12月30日
テーマ	歯が抜けたまま放置しても大丈夫？	歯を失ってしまった場合の治療法①ブリッジ	歯を失ってしまった場合の治療法②部分入れ歯	歯を失ってしまった場合の治療法③インプラント	年末あいさつ
配信日	1月6日	1月13日	1月20日	1月27日	
テーマ	年始あいさつ	乳幼児の窒息事故に注意！	高齢者の窒息事故に注意！	お知らせ	
配信日	2月8日	※令和5年からは毎月8日（歯ブラシの日）に配信			
テーマ	歯周病				
配信日	3月8日				
テーマ	むし歯予防のフッ化物は安全				

(3) 歯科相談：41件

乳歯のケア：13、食べる機能の発達：8、歯周病：5、顎関節症：4
舌小帯：1、オーラルフレイル：1、照会・その他：9

3 歯科疾患予防事業

(1) むし歯予防に関する取組

ア フッ化物応用

平成 27 年度からフッ化物洗口を実施している小学校を支援しているが、新型コロナウイルス感染症のためフッ化物洗口が中断している。

イ むし歯予防講演会（保健所で開催）

開催日	6 月 27 日（月）	10 月 24 日（月）	2 月 25 日（土）
参加人数	3 人（1 人）	7 人（5 人）	11 人（6 人）

※人数は大人、カッコ内は同伴したこどもの人数

ウ 出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	10 月 20 日	つどいの広場わくわく	利用者	3 人
2	11 月 14 日	那覇市母子保健推進員協議会	母子保健推進員	15 人

(2) 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

本市では年度年齢 40、50、60、70 歳の市民に対して歯周病検診を実施している。今年度の新規事業として、令和 4 年 10 月末時点の未受診者約 1,700 人に受診勧奨はがきを送付した。その結果、受診率が向上した。

年度	対象者数	受診者数	受診率
平成 30 年	17,183	77	0.45%
平成 31 年	16,688	77	0.46%
令和 2 年	16,221	81	0.50%
令和 3 年	16,979	93	0.55%
令和 4 年	17,138	583	3.40%

4 食育推進等口腔機能維持向上事業

(1) 小児の食べる機能の発達に関する取組

ア かみかみ講演会（保健所で開催）

開催日	7 月 25 日（月）	9 月 26 日（月）	11 月 28 日（月）	1 月 23 日（月）	3 月 25 日（土）
参加人数	7 人（6 人）	11 人（7 人）	23 人（15 人）	9 人（7 人）	12 人（5 人）

※人数は大人、カッコ内は同伴したこどもの人数

イ 出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	11 月 25 日	那覇市社会福祉協議会	家庭支援員	8 人
2	12 月 21 日	那覇市社会福祉協議会	家庭支援員養成講座	5 人

(2) 高齢者の口腔機能維持向上に関する取組

ア 出前講座

	開催日	開催団体	対象者	参加人数
1	6月29日	那覇市社会福祉協議会	憩の家利用サークル	21人
2	8月26日	辻老人憩の家	利用者	16人
3	9月14日	地域包括支援センター高良	がんじゅう教室受講者	8人
4	10月20日	地域包括支援センター安里	がんじゅう教室受講者	10人
5	10月21日	地域包括支援センター泊	がんじゅう教室受講者	20人
6	10月27日	地域包括支援センターかなぐすく	がんじゅう教室受講者	8人
7	10月27日	地域包括支援センター小禄	がんじゅう教室受講者	8人
8	10月28日	地域包括支援センター石嶺	がんじゅう教室受講者	8人
9	11月10日	ちゃーがんじゅう課	市民	10人
10	11月17日	ちゃーがんじゅう課	市民	25人
11	11月18日	地域包括支援センター松川	がんじゅう教室受講者	8人
12	2月28日	地域包括支援センター大名	介護予防リーダー ミーティング	13人
13	3月11日	地域包括支援センター大名	007 いきいき百歳体操 サークル	22人
14	3月29日	那覇市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那覇	フレイル研修会	33人

イ 会議への参加

	開催日	開催団体	会議名
1	8月24日	地域包括支援センター国場	地域ケアマネジメント支援会議
2	9月28日	地域包括支援センター国場	地域ケアマネジメント支援会議

ウ 出前講座（複数内容）

	開催日	開催団体	対象者	内容	参加人数
1	11月11日	認定NPO法人 こども医療支援わらびの会	利用者及び職員	むし歯予防・ かみかみ講演会	11人
2	11月26日	沖縄県栄養士会	地域活動栄養士	かみかみ・ むし歯予防・ 口腔機能維持向上	Zoom

5 「健康なは21（第2次）」歯・口腔の健康の実績

(1) 3歳児むし歯有病者率の減少

策定時（平成25年度）：29%

目標値（令和6年度）：18%未満

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
28.2%	24.5%	21.2%	19.98%	17.4%	16.7%

※令和2年度、3年度は4歳未満のむし歯有病者率 出典：乳幼児健康診査報告書

(2) 小学生のむし歯有病者率の減少

策定時（平成 25 年度）：66.5%

目標値（令和 6 年度）：55%未満

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
61.1%	59.5%	58.0%	56.9%	54.2%	52.1%	49.9%

出典：学校保健統計

(3) 中学生のむし歯有病者率の減少

策定時（平成 25 年度）：64.9%

目標値（令和 6 年度）：55%未満→47%未満（R1 中間評価で見直し）

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
54.6%	51.6%	49.8%	48.0%	47.1%	46.1%	43.2%

出典：学校保健統計

(4) 12 歳児一人平均むし歯数の減少

策定時（平成 25 年度）：1.84 本

目標値（令和 6 年度）：1.0 本未満

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1.34 本	1.35 本	1.26 本	1.21 本	1.23 本	1.16 本	1.002 本

出典：学校保健統計

6 那覇市保健所運営協議会

(1) 次第

令和 4 年度第 2 回那覇市保健所運営協議会 次第

日時：令和 5 年 3 月 9 日（木）

15：00～17：00

場所：保健所 3 階 健康増進室

司会：健康増進課長

1 開会

2 所長あいさつ

3 報告

(1) 「口腔保健推進事業」について

(2) 「口腔保健支援センター」設置状況について

(3) 「健康なは 21(第 2 次)」歯・口腔の健康の実績について

4 議事

(1) 令和 4 年度口腔保健推進事業の取組について

(2) 令和 5 年度口腔保健推進事業計画（案）について

5 意見交換

6 部長あいさつ

7 事務連絡

8 閉会

(2) 議事概要

4. 議事事項

(1) 「口腔保健推進事業」について事務局説明

・質疑応答

A委員

地域の高齢者への周知に「自治会長会連絡協議会」を活用してはどうか。

事務局

出前講座の半分以上が地域包括支援センターからの依頼であった。次年度は自治会長会連合会や地域の自治会へ出向いて講演等を実施したい。ご依頼を願う。

A委員

高齢者は、8020 運動で表彰されている。健康と歯は大きく関係している。地域も訪問対象にして地域住民にチラシを配布し、それがきっかけで健康を意識するようになる。

会長

自治会へも情報提供してほしいというご意見であった。

出前講座の依頼先は口腔保健支援センターで良いのか。

依頼は団体のみか。介護施設等からの依頼は可能か。

事務局

当センターで受け付ける。また高齢者施設からの依頼も対応可能。

B委員

那覇市社会福祉協議会ではふれあいデイサービスが 126 か所、子どもの居場所が約 50 か所ある。子どもたちの中には学校給食が唯一の食事である子どももいる。家庭環境に恵まれない中でむし歯の数が多いと認識している。子どもの居場所の代表が集まる連絡会議を定期的に開催しているので、その中で出前講座の情報提供をしてほしい。

もう一点、資料 3「口腔の健康の実績」で平成 28 年から令和 3 年までの実績がすでに目標達成した要因はなにか。

事務局

むし歯の減少に関しての医学的根拠はリサーチしていないが、沖縄県が、むし歯予防には「小学 4 年生頃までの大人による仕上げみがき」と「フッ素の利用」が効果的と周知啓発しており、その結果として 3 歳児のむし歯の有病者率の減少につながっていると思われる。

むし歯の状況が全都道府県で比較できるのが 1 歳 6 か月児、3 歳児、12 歳児となっている。沖縄県は 3 歳児のむし歯有病者率全国ワースト 2 位、12 歳児平均むし歯本数がワースト 1 位なので、ワーストを脱却するために取り組みたい。

C委員

資料 12 ページに、口腔保健支援センターの運営事業として、「フッ化物洗口の推進によるこどものむし歯予防」とある。フッ化物洗口実施校は現在何校か。今後の実施予定等があれば教えて欲しい。

事務局

平成 27 年からフッ化物洗口を実施している小学校が 1 校。コロナ禍で中断しているが、4 月からの再開に向けて準備を進めている。

中学校は、モデルケースで 1 校実施した。

4 月以降、学校教育課と学校訪問等進めて、拡充に向けて取り組む予定。

C委員

小学校を中心に給食後の歯磨きを実施している。保護者によっては定期健診やむし歯治療で歯科医院受診時にフッ化物塗布をしている。学校では今主にはむし歯の予防のための歯磨きに取り組んでいるので、そのご指導やご協力をお願いします。

会長

歯周病検診が受診できるのは那覇市の歯科医院だけか。

事務局

現在、市民が歯周病検診を受けられる医療機関は南部地区歯科医師会会員の那覇市内の医療機関のみ。

D委員

フッ化物洗口は小・中学校以外に認定こども園でも実施しているか。

2点目として、歯周病検診の受診勧奨はがきを送付して受診率1.66%だが、受診率向上のため事業所単位で勧奨してみてはいかがか。

事業所に周知することで、「健康経営」につなげ、受診者も増えると思う。

事務局

公立保育所の頃は、約10施設がフッ化物洗口を実施していたが、認定こども園に移行して、公立ではなく法人経営等になって中断していると伺っている。実数は把握していない。

歯周病検診の事業所単位周知は、事業所健診を実施することなのか。那覇市の歯周病検診勧奨の認識でよいのか。

D委員

各事業所に歯周病検診の受診勧奨をすること。

特に建設業は安全衛生や厚生関係に対してかなり取り組んでいるので周知をしてほしい。

事務局

事業所単位の周知に関しては検討したい。

会長

現在、生活習慣病になるリスクが高い市民も多いので、例えば産業医を通じて、「歯周病検診を受けましょう。」等の案内を送付することも良い方法と思う。

事務局

歯周病検診は、年齢が40・50・60・70歳の方に限られており、その対象者には個別に勧奨はがきを送っている。事業所へ周知しても、対象者は限定されるので更なる周知は難しいと思う。

D委員

がん検診でも無料の項目がある。全体的な検診の中の歯周病検診の周知で良いかと思う。

事務局

今後検討する。

A委員

歯周病検診受診勧奨はがきに「40・50・60・70歳になる方へ」とあるが、なぜ70歳までなのか。

事務局

本市が実施する歯周病検診は健康増進法が定める検診の一種で、対象年齢は40～70歳(10歳ごと)となっている。

E 委員

資料 4 の 4 ページに LINE を活用した周知とあるが、どういう対象の方、どの年齢を意識して周知しているのか。

事務局

那覇市の公式 LINE で歯やお口の健康についての情報を提供する口腔保健支援センターの LINE の設置を周知した。また、A4 のポスターを作成し、保健所内や本庁関係課の窓口等に掲示して、この QR コードを読み込んだらお友達申請できるようにしている。現在、登録者数が 124 人でまだ少ない。周知方法の検討も必要。特に年齢等、制限はない。

E 委員

今の時代 SNS を使うことが効果的と思う。

また、今の時代はインスタグラム。LINE は私たち世代がぎりぎり。対象によっては、別の方法やチラシ動画等の活用も良いかと思う。周知の仕方の見直しが必要かと。

(2) 「口腔保健推進事業計画（案）」について事務局説明

・意見交換

D 委員

資料 5 の歯科疾患予防事業に関して、6 月、10 月、2 月にむし歯予防講演会を開催する予定だが、これに関して各事業所にも周知すれば参加者が増えると思う。案内を送って欲しい。

事務局

むし歯予防講演会、食べる機能の発達のかみかみ講演会は、乳幼児の保護者や、妊婦を対象にしている。事業所へ周知ができるように、周知方法を検討する。

オーラルフレイル講演会は、30～40 歳ごろからお口の機能が衰えてくる人もいるので、多くの方が受講できるように、周知方法も工夫する。

F 委員

オーラルフレイル予防講演会は、年に 1 回の予定か。

事務局

希望があれば、回数を増やすことは可能。

F 委員

開催日が平日なので、可能であれば事業所の職員の休日に絞って日曜日開催とか、設定するともっと幅が広がるかと思う。

事務局

むし歯予防講演会・かみかみ講演会も夫婦での参加を考え土曜日開催も実施しているので、オーラルフレイル講演会については 8 月の土曜日等日程を調整して開催する。

G 委員

かみかみ講演会は幼児対象であれば、小児科や産婦人科に協力依頼することが良いかと思う。やはり母親に注意を惹きつけていかないといけないので、小児科とか産婦人科にポスターの掲示の協力依頼を進めていく方が、意識を高めると思う。

会長

すばらしい提案だと思う。歯科医師会からはいかがですか。

H 委員

コロナ禍で学校現場において、半数近い小学校が給食後の歯みがきを中断している。その結果、むし歯の数が増えている。

他県においては、コロナ禍でも給食後の歯みがきを継続している、本県ではクラスターの新聞報道等が大きく取り上げられたために、感染を気にして今も歯みがきを中断している。資料にないが、実際にはむし歯だけではなく歯肉炎も非常に増えてきているのが現状。

南部地区歯科医師会からはコロナの状況を見ながら、児童同士の間隔を開けて歯みがきをやることを提案する予定であったが、新しい変異株が出て、なかなか周知できなかった。やっと今落ち着いてきて、学校での歯磨きは非常に大切なこと、特にマスクをしていると唾液が減少し口腔内が悪い環境になっているのでその情報も周知している。

資料3の結果を、周知して学校現場でも歯みがきができるように進めたい。

会長

マスクをすると、唾液の分泌が少なくなるので、むし歯になりやすいということか。

H委員

はい。その通り。マスクをすることによって結果的に息苦しいため口呼吸となり口が開いたままになって、口腔が乾燥して唾液の量が減り、さらに唾液の洗浄効果が減少する。むし歯が増えていることや歯ぐきの状態が非常に悪くなって歯肉炎になるという結果も出ている。

会長

貴重な情報提供ありがとうございます。

E委員

学校現場、具体的には小中高生。その世代をどう巻き込むかということだと思う。

最近、与儀小学校区まちづくり協議会では、ピアサポートといって、例えば小学生なら6年生が、1、2年生になにかを教えることや、大学生が中学生に教えることを行っている。

そうすると教える子は、自分で勉強して必死に教えるので、お互い世代が近いので結構聞きやすいという、効果がある。これはすごくいいと思った。

特に小学校には保健委員がいるので、むし歯はわかるが、先ほどの唾液のことは私も知らなかったもので、その知識も含めて、すごくプラスになるのかと思う。

子供たちが学べば親世代、30代40代のお母さん、お父さんに伝えることで子どもからだったら聞きやすいし、そうすると祖父母にも伝わる。子どもを活用する大事な資源として一緒にやると、学べると思った。

会長

学校現場のその協力も大事だということですね。ありがとうございます。

E委員

SDGs ゲームというものがあって、先日 SDGs ゲームの環境バージョンをやった。

それを参考に小学生や歯科医師会などでみんなで歯やむし歯、歯肉炎とかを題材にゲームみたいなものがつくれるかと思った。小学生から大人まで、みんなで楽しみながら歯周病やむし歯の勉強ができると思う。

会長

時間となりましたので、意見交換は終了します。

事務局

事務連絡

閉会

令和4年度 口腔保健推進事業 実施要領

令和4年4月12日 健康増進課長決裁

1 事業の目的

歯や口腔は、食べ物の摂取や咀嚼、会話など生命の維持や日常生活や身体活動、社会活動にも大きく関わる重要な器官である。

食事を十分に咀嚼し、おいしく食べるためには、自分の歯が最低 20 本必要であると研究報告があることから、歯を失う主な原因である「むし歯」と「歯周病」の予防が重要である。

また、口腔機能の低下により心身機能の低下につながり、フレイルや誤嚥性肺炎等の発症にも大きく関わっていることから、乳幼児期の食べる機能の発達から高齢期の食べる機能の維持向上まで継続した取り組みが必要である。

そこで、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第 15 条に規定される口腔保健支援センターを新たに設置し、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して、むし歯予防や歯周病予防、歯の喪失防止、食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関して取り組むことを目的とする。

2 事業内容

(1) 口腔保健支援センター運営事業

ア 口腔保健支援センター（以下「センター」という。）の運営に関すること

イ 関係機関・団体との連携に関すること

ウ 地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議会の設置、開催に関すること

エ 本市健康増進計画「健康なは 21（第2次）」の歯・口腔の健康に定める目標達成のために取組を行うこと

オ その他、事業に必要な事項

(2) 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

ア 歯科疾患予防事業

（ア）「歯みがき」、「甘味料の摂取制限及びコントロール」、「フッ化物の応用」によるむし歯予防に関すること

（イ）歯周病予防に関すること

（ウ）その他、事業に必要な事項

イ 食育推進等口腔機能維持向上事業

（ア）食育推進のための小児に対する「食べる」機能の発達に関すること

（イ）高齢者の口腔機能の維持向上に関すること

（ウ）その他、事業に必要な事項

那覇市口腔保健支援センター設置要綱

令和4年3月28日健康部長決裁

(設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に基づき、市民の歯科口腔保健を推進するため那覇市口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 支援センターは、健康増進課内に設置する。

(業務内容)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科疾患の予防のための施策の推進
- (2) 歯科口腔保健に関する知識等の普及、啓発及び情報提供
- (3) 歯科健診を定期的に受診するための周知及び勧奨
- (4) 食育推進等口腔機能の維持向上のための施策の推進
- (5) 口腔保健に関する部署、関係機関・団体との連絡調整
- (6) 歯科口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (7) 口腔保健の施策の推進に関する会議の開催
- (8) その他歯科口腔保健の推進のために必要な業務

(組織)

第4条 支援センターに、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長
 - (2) 歯科医師
 - (3) 歯科衛生士その他の職員
- 2 センター長は、健康増進課長をもって充てる。
- 3 歯科医師は、健康増進課歯科医師をもって充てる。
- 4 歯科衛生士その他の職員は、健康増進課の職員をもって充てる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第百七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による

方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○那覇市保健所運営協議会規則

平成25年3月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 協議会は、正委員15人以内で組織する。

2 正委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 医療関係団体の代表又は職員
- (3) 福祉団体の代表又は職員
- (4) 学校保健関係者
- (5) 職域保健関係者
- (6) 保健所の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 正委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 正委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、正委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、正委員及び当該会議の議事を担任する臨時委員の合計数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は委員として議決に加わる権利を有しない。

(部会)

第7条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 前条、次条及び第10条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、那覇市保健所において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和4年度 那覇市保健所運営協議会委員 名簿

No		氏名	所属
1		佐久川 政吉	沖縄県立看護大学 特任教授
2	会長	友利 博朗	一般社団法人 那覇市医師会 会長
3		長堂 忍	公益社団法人 南部地区歯科医師会 会長
4	副会長	新垣 均	地方独立行政法人 那覇市立病院 副院長
5		宮城 哲哉	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会 常務理事
6		新里 逸子	沖縄県保健医療部地域保健課 課長
7		福本 利江子	那覇地区学校保健会 会長
8		荒木 直彦	全国健康保険協会沖縄県支部 企画総務部 部長
9		金城 千賀子	公益社団法人 沖縄県栄養士会 副会長
10		赤嶺 剛	沖縄県中小企業家同友会 副代表理事
11		佐久本 武	沖縄県食品衛生協会 会長
12		金城 敏雄	那覇市自治会長会連合会 会長
13		長沼 利幸	日本健康運動指導士会沖縄県支部 理事